

事務連絡
平成31年4月19日

各 保険医療機関
保険薬局
柔道整復施術所
訪問看護ステーション } 御中

岩手県国民健康保険団体連合会
事務局長 佐藤 新

医療費助成事業現物給付拡大に係る岩手県の通知等の送付について

平素、子ども等医療費助成事業の審査集計業務につきましては、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび下記につきまして、岩手県健康国保課より配布依頼がありましたので、送付いたします。

つきましては、各医療機関等において、掲示及び周知いただきますとともに、平成31年8月診療分からの小学生卒業までの現物給付拡大への御対応をお願いいたします。

なお、平成31年8月診療分からの現物給付拡大に合わせて市町村単独事業の拡大を予定する市町村もあることから、事業コード一覧表等の詳細については、6月中旬を目途に通知することといたします。

記

1. 小学生の給付方法が変わります【カラーチラシ1枚両面及び裏面差替え1枚】

2. 医療費助成現物給付に関する給付費支払いについて【裏面参照】

小学生卒業まで現物給付が拡大されることにより、奥州市及び遠野市において、現在小学生の給付費の1/2給付を市町村単独事業として8月以降も継続することとしていることから、本会において「医療費助成現物給付に関する給付費支払いについて」を作成しておりますので、御確認ください。

担当：審査部審査課 福祉・課費係
TEL：019-623-4328
FAX：019-623-4340

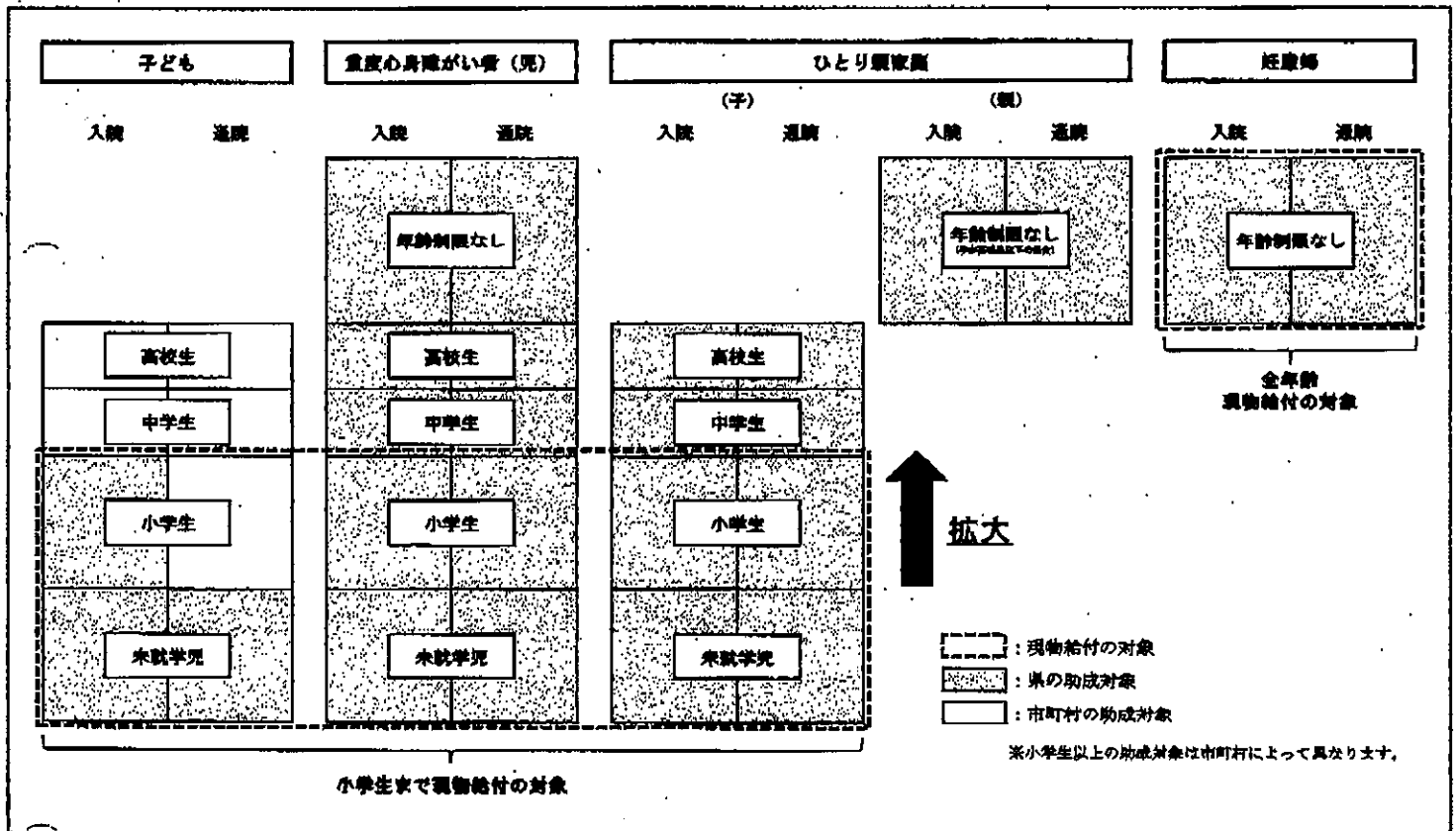


2019年8月から医療費助成事業の 小学生の給付方法が変わります



総合的な子育て支援のため、2019年8月から、これまでの「未就学児」及び「妊産婦」に加え、

「小学生」も医療費助成事業の「現物給付」の対象となります



わからないこと、困ったことがあれば、ご相談ください

医療費助成事業の窓口は、受給者証に記載の市町村です。

○請求に関する問い合わせ

岩手県国民健康保険団体連合会審査課（福祉・療養費係）019-623-4328

○手続に関する問い合わせ

受給者証に記載の市町村医療費助成担当課（連絡先は裏面をご覧ください）

○制度に関する問い合わせ

岩手県保健福祉部健康国保課（国保担当）019-629-5479



岩手県国民健康保険団体連合会



岩手県

わんこきょうだい



事務連絡

令和元年5月8日

各保険医療機関及び保険薬局 御中

岩手県保健福祉部健康国保課国保担当

医療費助成事業の現物給付対象拡大に係る受給者負担について

日頃、医療費助成事業の運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県においては、平成28年8月から「未就学児」及び「妊産婦」を対象に、医療費助成の現物給付を実施しているところですが、令和元年8月から、その対象を「小学生」まで拡大する予定としております。

これまでの、「未就学児」及び「妊産婦」に係る医療費助成の現物給付の受給者負担については、受給者負担なし又は定額の負担（例：入院5,000円まで、入院外1,500円まで）で行ってきたところですが、対象を「小学生」まで拡大するにあたり、受給者負担なし又は定額の負担に加えて、定率の負担（例：自己負担額の2分の1）となる市町村もあるところとあります。

県においては、医療機関窓口における一部負担金の計算等が円滑に行われるよう、平成28年の現物給付実施時に各医療機関に配布した一部負担金管理システムについて、定率の負担にも対応できるよう改修を行うこととしています。

つきましては、現物給付拡大の円滑な導入が図られるよう、各医療機関におかれましても、窓口において、市町村ごとの受給者負担にご対応いただきますようお願い申し上げます。

担当（青沼）

電話：019-629-5477

F a x：019-629-5474

E-mail：motoho@pref.iwate.jp

LGWAN：motoho@pref.iwate.lg.jp

保険医療機関
保険薬局
柔道整復施術所
訪問看護ステーション

御中

奥州市長 小 沢 昌 記
< 公 印 省 略 >

医療費助成事業における現物給付対象者の拡大に係る対応について (お願い)

平素より、当市の医療費助成事業につきまして格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、岩手県国民健康保険団体連合会より平成31年4月19日付事務連絡にて通知されておりますとおり、現在、未就学児及び妊産婦で実施している医療費助成の「現物給付」方式の対象者が、今年8月診療分より、岩手県全体として「小学生」まで拡大されます。

当市の小学生医療費助成制度の場合、外来診療については、一部負担金の1/2を給付する内容となっております。8月以降、奥州市の小学生医療費受給者が外来受診した場合、医療機関様におかれましては、一部負担金の1/2の額を計算いただき、その額を受給者（保護者）から徴収していただくこととなります。

つきましては、会計の際の計算例について別紙のとおりお示いたしますので、システム改修等の対応についてよろしくご願ひいたします。

なお、入院の場合は5,000円までが自己負担額（医療機関窓口における徴収額）、5,000円を超えた額が現物給付額となりますことを申し添えます（非課税世帯の場合、自己負担額はありません）。

【現物給付への対応について】

今回のお願ひは、「定率（1/2）の現物給付を行う」すなわち「自己負担額に対して定率（1/2）の請求、徴収をする」ことが医療機関様にとって馴染みのないことと思われること、また、「定率（1/2）の現物給付を行う」自治体が当市を含め2市のみ（奥州市と遠野市）と少数であるため、送付させていただいているものです。

「奥州市の小学生」を普段どの程度取り扱っておられるか、その件数によってはシステム改修を見送ることも考えられます。システム改修を見送った場合、医療機関様の窓口では、「1/2計算をした手書き領収書の発行」にて現物給付の対応をすることが考えられます。ご面倒をおかけしますが、対応方よろしくご願ひいたします。

なお、現物給付の取り扱いとならなかった場合に備え、保護者の方による給付申請を受け付けます。現物給付の取り扱いをしない場合は、領収書・受給者証・保険証・認め印を持って、奥州市役所本庁または各総合支所の医療費助成担当課で手続きするよう保護者の方にお伝えください。（市としても保護者の方に周知して参ります）

担 当	健康福祉部健康増進課医療給付係 TEL：0197-34-2902（ダイヤルイン） FAX：0197-51-2373
--------	---